

議第十四号

栃木県議会情報公開条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十九年三月二十三日

提出者 栃木県議会議員

同

金 花

子 塚

隆

裕 志

栃木県議会議長 五月女 裕久彦 様

栃木県条例第 号

栃木県議会情報公開条例の一部を改正する条例

栃木県議会情報公開条例（平成十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合する

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

高 木 螺 佐 阿 斉 横 関 中 野

橋 村 良 藤 部 藤 松 谷 屋 澤

文 好 昭 寿 孝 盛 暢 和

吉 文 人 良 一 明 人 之 大 一

ことにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」に改める。

第八条第二項中「うち、」の下に「氏名、生年月日その他の」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。
